

## 公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成18年3月

評価対象（事業名）	労働安全・衛生コンサルタント試験の実施に関する代行業務	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部計画課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことが出来る環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること
	I	事業場における安全衛生水準の一層の向上を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>労働安全衛生法では、事業場における労働者の安全と健康を確保するため、事業場の安全及び衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの試験について規定している。当該試験の実施に関する事務（合格者の決定に関する事務を除く）に関しては、厚生労働大臣の指定を受けた（財）安全衛生技術試験協会が業務を代行している。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>労働安全衛生法第81条、同法82条、同法83条、同法83条の2</p>
関連公益法人名
（財）安全衛生技術試験協会

## 2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>労働安全衛生法では、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントは、事業場における労働者の安全と健康を確保するため、事業場の安全又は衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うこととしている。この場合、診断や指導の内容が不適切であると労働災害防止にとって望ましくない結果を生じさせかねない。このため、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントには、診断や指導をなし得るだけの高度な専門知識・経験が求められ、国家試験によってその能力を担保する必要がある。</p> <p>試験事務については、全国斉一的に適正かつ確実に実施する必要があるが、行政事務の効率的運営の観点から、その遂行能力のある法人を指定し、事務の代行を行わせることとしている。また、（財）安全衛生技術試験協会は、労働安全衛生に関する知見及び普及に関する実績等があることから、試験事務の適性かつ効率的な実施に最も適当な主体である。</p>

## &lt;参考&gt;

年度		安全	衛生
15	受験者数(人)	1,044	461
	合格者数(人)	174	115
	合格率(%)	16.7	24.9
16	受験者数(人)	941	484
	合格者数(人)	244	130
	合格率(%)	25.9	26.9
17	受験者数(人)	916	477
	合格者数(人)	162	145
	合格率(%)	17.7	30.4

筆記試験会場：北海道、宮城県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県  
口述試験会場：東京都、大阪府

## 評価結果（事務・事業の必要性）

上記のとおり、労働者の安全と健康を確保するため、引き続き、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験の実施により労働者の安全と健康を確保することは必要であるとともに、指定機関が試験事務を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。

## 3. 特記事項

なし。